

戸田市と美里町との森林の保全及び地球温暖化対策の推進に関する協定書

戸田市（以下「甲」という。）と美里町（以下「乙」という。）は、甲が乙区域内の森林において森林整備を実施することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の協力を得て、乙区域内の森林において森林整備（植樹、下草刈り、枝打ち、間伐、除伐等の森林保全業務をいう。以下同じ。）を実施することにより、森林の保全及び地球温暖化対策の推進を図るとともに、森林を活用した自然体験を伴う環境・教育・文化的・観光交流事業を実施し、甲乙相互の交流の促進を図ることを目的とする。

（協定の対象区域）

第2条 この協定の対象となる区域（以下「とだ・みさと交流の森」という。）は、甲乙協議の上、定めるものとする。なお、森林整備を行う土地が第三者の土地の場合は、森林整備の実施にあたり、乙は地権者との調整を行うものとする。

（森林整備の実施）

第3条 甲及び乙は協議の上「とだ・みさと交流の森」において森林整備を実施する。

- 2 甲及び乙は、森林整備を実施するにあたっては、年度毎に、実施方法、実施時期、実施場所等を定めた計画を甲乙協議の上、策定するものとする。
- 3 甲及び乙は、この協定の有効期間内において、前項の計画に基づき、予算の範囲内で森林整備を実施する。
- 4 森林整備を行うために要する費用の負担割合は、甲乙協議の上、決定する。

（交流事業の実施）

第4条 甲は、「とだ・みさと交流の森」において、植樹等の体験による住民の環境学習その他の交流事業を実施し、乙は、これに協力するものとする。

- 2 前項の交流事業の実施に係る日程等の詳細な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（交流活動の場）

第5条 甲は、「とだ・みさと交流の森」を、甲乙間の交流活動の場として使用することができる。

- 2 乙は、甲に対し、前項の規定による使用に関し、使用料等その他の対価を求めない。

（二酸化炭素吸収量）

第6条 甲は、この協定による森林整備活動により得られる二酸化炭素吸収量について、埼玉県から森林 CO2 吸収量の認証を受け、甲の区域内において発生する二酸化炭素排出量と相殺することができる。

(乙の協力)

第 7 条 乙は、本協定の目的の達成に関し、次に掲げる事項に協力するものとする。

- (1) 甲が行う森林整備活動に関すること。
- (2) 甲が行う埼玉県への森林 CO2 吸収量認証申請等の事務手続に関すること。
- (3) その他本協定の目的を達成するために必要なこと。

(区域の管理)

第 8 条 「とだ・みさと交流の森」の管理は、甲乙が相互に連携を図りながら、協力して行うものとする。

- 2 甲及び乙は、「とだ・みさと交流の森」において工作物の設置又は撤去その他の現状の変更をしようとするときは、甲乙協議の上、実施するものとする。

(立木及び木材の所有権及び取扱い)

第 9 条 この協定により植栽し、又は育成された立木の所有権は、甲乙協議の上、定めるものとする。

- 2 この協定により伐採した木材の所有権は、甲乙協議の上、定めるものとする。
- 3 乙は、協定期間内において、やむを得ない理由により植栽した立木を伐採し、又は譲渡しようとするときは、あらかじめ、甲と協議するものとする。
- 4 天災その他甲及び乙の責めに帰することができない事由によって立木の生育に支障を来した場合の当該立木の取扱いについては、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定の有効期間)

第 10 条 この協定の有効期間は、令和 6 年 3 月 13 日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。

- 2 甲及び乙は、前項の有効期間の満了後も引き続きこの協定を継続しようとするときは、当該有効期間の満了前に、甲乙協議の上、所要の手続をとるものとする。

(協定の変更又は廃止)

第 11 条 この協定を変更し、又はこの協定を前条の有効期間の中途において廃止しようとするときは、甲乙の合意によらなければならない。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定成立の証しとして、本書2通を作成し、甲、乙が署名の上、各1通を保管する。

令和6年3月13日

甲 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号
戸田市
戸田市長 菅原文仁

乙 埼玉県児玉郡美里町大字木部323番地1
児玉郡美里町
美里町長 原田信次

位置図 とだ・みさと交流の森

凡
例

● 本庄・美里アルプス(陣見山 十二天山コース)

● 陣見山スカイライン

植栽(カエデ)
コンテナ苗 2,000本
裸 苗 2,600本

● とだ・みさと交流の森

看板①

看板②

● 陣見峠

Google Earth

Image © 2024 Airbus

300 m

N
陣見
林道



埼玉県森林CO₂吸収量認証書

戸田市

戸田市長 菅原 文仁 様

令和6年度に貴社が森林整備活動を行った森林のCO₂吸収量について、次のとおり認証します。

CO₂吸収量 11.5 t-CO₂/年

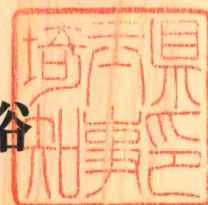
認証 の 対 象	森林の所在	児玉郡美里町大字白石地内
	森林の種類	1年生 その他広葉樹
	森林の面積	1.5ヘクタール
認証内容の有効期間		認証書交付日から令和12年3月31日まで
参 考 指 標		認証する吸収量は、人間の呼吸によるCO ₂ 年間排出量に換算すると、35人分に相当します。

この認証書は、申請者の社会貢献活動の証として、埼玉県が認証した森林のCO₂吸収量として、広報活動等県が定めた用途に利用することができます。

令和7年3月31日



埼玉県知事 大野 元 裕



位置図 とだ・みさと交流の森

地図の説明を入力します。

凡例

岩谷堂山門跡

岩谷堂

陣見山山頂

植栽(カエデ)
ポット苗 5,000本
裸 苗 2,600本

とだ・みさと交流の森

看板

林道 陣見山1号線

陣見山1号線

Google Earth

Image © 2025 Airbus

300 m

N

埼玉県森林CO₂吸収量認証書

戸田市

戸田市長 菅原 文仁 様

令和 7 年度に貴自治体が森林整備活動を行った森林のCO₂吸収量について、
次のとおり認証します。

CO₂吸収量 16.9 t-CO₂/年

認 証 の 対 象	森林の所在	美里町大字白石地内
	森林の種類	1年生 その他広葉樹（イロハモミジ）林
	森林の面積	2.2ヘクタール
認証内容の有効期間		認証書交付日から令和13年3月30日まで
参 考 指 標		認証する吸収量は、人間の呼吸によるCO ₂ 年間排出量に換算すると、52人分に相当します。

この認証書は、申請者の社会貢献活動の証として、埼玉県が認証した森林のCO₂吸収量として、広報活動等県が定めた用途に利用することができます。

（注）代理人による申請の場合には、[] を適用する。

令和 8 年 3 月 3 1 日



埼玉県知事 大 野 元 裕

